

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」 大阪市立勝山小学校

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という意識のもと、「心豊かな人間の育成」を目指し、「よく学ぶ子、思いやりのある子、心身が健康である子」の教育目標実現のために「大阪市立勝山小学校いじめ防止基本方針」を策定し、取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して、早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組み（教職員・児童の意識改革についての方策等）について
 - ・ いじめは、全ての児童に関わる問題である。児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることに重点を置く。
- ② 未然防止・早期発見のための取り組みについて
 - ・ いじめは大人が気づきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいを装って行われていることを認識する。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠し、軽視することなく、いじめを積極的に認知する。さらに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話連絡窓口の周知等、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、保護者・地域と連携して児童を見守り、早期発見に努める。
- ③ 家庭・地域との連携について
 - ・ 学校ホームページの充実など、情報公開に努め、学校の現状や取り組み内容について広く公開する。また、地域諸団体との連携により、家庭・地域の学校への関心を高め、協力体制の強化を図る

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 授業を通して、コミュニケーション能力や判断力を育てる。
- ② 学習規律を確立し、話す・聞く力をつける。
- ③ わかる授業、そして、児童が学びの実感を持てる授業を進めるために、基礎・基本に重点をおいた取り組みを行っていく。また、個々の力にあった学習を進めるため、レディネステストで一人一人の理解度を把握し、習熟度別少人数指導を通して、発表しやすい雰囲気づくりを行う。
- ④ 全学年で授業研究・公開授業・授業交流を行い、お互いの授業について意見を述べ合うことで、次時の授業に生かせるようにし、個々の指導力の向上を目指す。
- ⑤ 各教科で書く、話す機会を増やして基礎的・基本的な学力をつけ、論理的な思考力の育成を図る。
- ⑥ 教室の言語環境を整え、ノート指導や授業の流れなど系統立てた指導を行い、児童が「わかる授業」を実感できるようにしていく。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 各学年集団づくりにおいて、自分の思いを表現するとともに、友達のよさに気づき、協力することの大切さが理解できるようになる。係や当番・委員会活動など役割分担を行い、その活動を通して、人の役に立ち、学校をよくしていこうとすることへの喜びや学級の一員であるという安心感を育てていく。
- ② 自己肯定感を育て、友達のよいところを認めるようになる。
- ③ 縦割り班での活動を通して、高学年にリーダーである自覚を持たせ、低学年には、みんなで活動する楽しさを味わわせる。自主的な活動を通して、やり遂げた充実感を味わうことができるようになる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳的実践力を身につけさせる。

- ② 植物や生き物を育てることを通して、命の大切さを知り、友達のことも大切にできる児童を育てる。
- ③ 学級の問題に目をそむけず、議題にしてよりよい学級をつくろうとする児童を育てる。一人一人を大切にし、お互いのことを認め合える学校づくりを進める。
- ④ スマートフォンや携帯電話の使い方を学び、友達を傷つけるような内容のメールを送信しないよう指導する。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠し、軽視することなく、積極的に認知する。

- ① 学級での児童観察で発見できることが望ましいが、それだけではすべてを見抜くことは難しい。学校全体で一人一人の児童を育てるというスタンスで関わり、誰にでも相談できる雰囲気づくりを行う。ささいな変化に気づいた時は、担任に知らせる。月1回の「児童理解連絡会」で情報を共有し、指導にあたる。
- ② 児童の変化を記録する。（5W1H）時系列を追ってわかりやすく書く。
- ③ 学期に1回「いじめに関するアンケート」を行い、出てきた問題点について、児童に聞き取りをする。心配な事案については、校長・教頭・人権教育主担・生活指導部長に報告する。
- ④ SOSミニレターや相談窓口なども児童に紹介し、児童が一人で悩んだり、問題を抱え込んだりしないようにする。
- ⑤ スクールカウンセラー等に相談しやすい環境づくりを行う。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本方針>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を発見した時には、すみやかにいじめ防止対策委員会（校長・教頭）に報告する。
- ② 被害児童の立場に立っていじめが深刻にならないよう保護する。加害児童には、いじめに発展した経緯を丁寧に聞き取り、自分の行動を十分振り返り、二度と友達を傷つけることのないよう指導する。
- ③ 双方の家庭と連絡を取り、事実確認して伝え、児童にとって一番よい解決法を考え、家庭と連携して指導にあたる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

（1）学校内の組織

①（組織名）

- ・ いじめ防止対策委員会
- （構成メンバー）
 - ・ 校長・教頭・教務主任・人権教育主担・生活指導部長・学年主任・養護教諭
 - ※ 事案の内容に応じて、担任、特別支援コーディネーターなどを加える。
- （活動内容）
 - ・ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録を行う。
 - ・ いじめ問題の発生時、またその疑いに係る情報があった場合には緊急会開催の共有、関係児童の事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
 - ・ 校内研修会の際、いじめアンケートの実施・活用など、その都度、適切な内容確認を行い、常に緊張感のある職場づくりに努める。
 - ・ 児童対象いじめアンケート調査
 - ・ 保護者対象学校アンケート調査
 - ・ 教育相談（学級担任による児童からの聞き取り）調査

② 事案発生時の委員会の設置等について

- ・ 事案発生時は、適宜、いじめ防止対策委員会を基本とした委員会を設置する。

④ 校内研修会の実施について

- ・ 計画的に研修会を実施する。

⑤ 年間計画について

- ・ 児童理解連絡会
- ・ 人権教育実践研修会

（2）保護者や地域・関係機関との連携

- ① 仲間づくりなど、授業の様子をホームページや学校だよりなどによる情報発信を行う。
- ② 学校協議会では、仲間づくりに関する授業や取り組みについて伝え、いじめを許さない姿勢を伝える。

(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」の道徳教育の推進の取組結果を評価し、改善していく。
- ② 運営に関する計画や各アクションプランのPDCAサイクルが十分に機能するようにしていく。また、より具体的に目標・計画・成果・課題を教職員全員で共有しながら、組織として、取り組みを着実に進めていく。
- ③ 3学期の児童いじめアンケートの結果をふまえて、その年度の取り組みが適切に行われたか否かを検証する。

7. 重大事案への対処

- ① 学校は、重大事態が発生した場合は、隠蔽せず、誠意のある対応をする。（窓口は、教頭に一本化する。）
- ② 重大事態の調査組織を置き、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。

※ いじめ発見の際の流れ

